

平成27年度 第1回 福岡市立学校給食運営検討委員会 次第

日 時：平成27年10月30日（金）15:00開始
場 所：福岡市役所11階 教育委員会議室

開 会

- ◇ 委員紹介（委員名簿）
- ◇ 副委員長の選出

1. 報告事項

- ◇ 物資価格の推移について（資料1）
- ◇ 平成28年度の学校給食の実施について

2. 議 題

- ◇ 給食費額の設定ルールについて（資料2）

3. その他

* 添付資料

福岡市立学校給食運営検討委員会設置要綱

福岡市学校給食費関係規定

1. 報告事項

◇ 物資価格の推移について

① 24年度を標準献立とした価格比較と26年度実施価格

* 置換価格：平成24年度の実施献立を標準献立とし、その価格を25年度及び26年度に置き換えたもの

月	給食回数	24年度実施価格		平成25年度置換価格			平成26年度置換価格			平成26年度実施価格		
		月額	1食単価	月額	1食単価	上昇率	月額	1食単価	上昇率	回数	月額	1食単価
4月	14	2,978.46	212.74	3,023.95	215.99	1.53%	3,255.66	232.54	9.31%	14	3,061.10	218.65
5月	21	4,696.88	223.66	4,683.62	223.02	-0.28%	4,943.72	235.41	5.26%	20	4,626.49	231.32
6月	21	4,652.45	221.54	4,743.20	225.86	1.95%	5,072.15	241.53	9.02%	21	5,041.63	240.07
7月	13	2,788.36	214.48	2,786.47	214.34	-0.07%	2,948.81	226.83	5.75%	13	2,975.63	228.89
9月	17	3,602.41	211.90	3,825.45	225.02	6.19%	3,938.13	231.65	9.32%	18	4,080.30	226.68
10月	22	4,724.74	214.76	5,029.63	228.61	6.45%	5,187.11	235.77	9.79%	22	4,964.30	225.65
11月	21	4,396.79	209.37	4,677.22	222.72	6.38%	5,071.46	241.49	15.34%	18	4,247.32	235.96
12月	14	3,016.03	215.43	3,289.52	234.96	9.07%	3,352.71	239.47	11.16%	16	3,718.58	232.41
1月	15	3,211.59	214.10	3,409.90	227.32	6.17%	3,524.05	234.93	9.73%	14	3,251.79	232.27
2月	19	4,174.55	219.71	4,385.00	230.78	5.04%	4,517.84	237.78	8.22%	19	4,353.06	229.10
3月	13	2,801.97	215.53	2,951.16	227.01	5.32%	3,148.03	242.15	12.35%	15	3,480.10	232.00
年計	190	41,044.23	216.02	42,805.12	225.29	4.29%	44,959.67	236.62	9.54%	190	43,800.30	230.52
		(3,731.29円/月)		(3,891.37円/月)			(4,087.24円/月)				(3,981.85円/月)	

* 平成24年度の実施献立を標準献立とし、その価格を25年度に置き換えたもの

月	給食回数	24年度実施価格		平成25年度置換価格			平成26年度置換価格			平成26年度実施価格		
		月額	1食単価	月額	1食単価	上昇率	月額	1食単価	上昇率	回数	月額	1食単価
4月	15	3,798.29	253.21	4,045.64	269.70	6.51%	4,146.30	276.42	9.16%	15	3,868.95	257.93
5月	21	5,254.96	250.23	5,397.71	257.03	2.72%	5,686.80	270.80	8.22%	21	5,268.41	250.87
6月	21	5,250.91	250.04	5,404.00	257.33	2.92%	5,804.82	276.42	10.55%	21	5,428.36	258.49
7月	13	3,353.79	257.98	3,547.07	272.85	5.76%	3,697.59	284.43	10.25%	12	2,970.80	247.56
9月	18	4,565.74	253.65	4,831.54	268.41	5.82%	5,140.68	285.27	12.59%	21	5,289.22	251.86
10月	24	5,895.77	245.65	6,531.23	272.13	10.78%	6,933.53	288.89	17.60%	21	5,318.37	253.25
11月	21	5,246.54	249.83	5,769.96	274.76	9.98%	6,312.39	300.59	20.32%	18	4,764.33	264.68
12月	12	3,213.79	267.81	3,519.28	293.27	9.51%	3,603.48	300.29	12.13%	15	3,998.97	266.59
1月	18	4,819.48	267.74	5,142.61	285.70	6.70%	5,392.08	299.56	11.88%	15	3,943.68	262.91
2月	18	4,731.08	262.83	5,063.60	281.31	7.03%	5,429.52	301.64	14.76%	21	5,600.98	266.71
3月	12	3,572.87	297.73	3,891.63	324.30	8.92%	3,990.24	332.52	11.68%	13	3,365.85	258.91
年計	193	49,703.22	257.52	53,144.27	275.35	6.92%	56,137.43	290.86	12.95%	193	49,817.92	258.12
		(4,518.47円/月)		(4,831.30円/月)			(5,103.40円/月)				(4,528.90円/月)	

* 平成26年度2学期以降は、第1給食センター実施分を含まずに算出している。

② 平成27年度1学期の実施価格

月	小学校			中学校		
	1食単価=243.15円			1食単価=289.47円		
	給食回数	月額	1食単価	給食回数	月額	1食単価
4月	15	3,376.81	225.12	18	4,920.84	273.38
5月	18	4,125.24	229.18	18	5,032.98	279.61
6月	22	5,149.32	234.06	21	5,939.43	282.83
7月	12	2,829.99	235.83	11	3,236.42	294.22
1学期	67	15,481.36	231.06	68	19,129.67	281.31
		(3,870.34円/月)			(4,782.42円/月)	

③ 公会計化以後の学校給食費収支状況

年度	学校給食費調定額	食材料費支出額	差 額	状 況
平成21年度	2,912,155千円	3,012,153千円	▲ 99,998千円	* 9月～公会計
平成22年度	4,727,575千円	4,802,291千円	▲ 74,716千円	
平成23年度	4,752,499千円	4,682,585千円	69,914千円	
平成24年度	5,276,669千円	5,135,407千円	141,262千円	* 給食費改定
平成25年度	5,243,175千円	5,298,071千円	▲ 54,869千円	
平成26年度	5,298,597千円	5,395,339千円	▲ 96,742千円	

2. 議 題

◇ 給食費額の設定ルールについて

(1) 現行のルール (平成24年度改定時の検討手順を踏まえ、平成24年2月に当委員会で承認)

【設定の考え方】

「実際に使用する食材料の価格動向を基準」として給食費を設定する。

【学校給食費額の検討】

- 価格の検証
 - ・ 「標準献立」を基とする。
 - ・ 検証は、毎年7月頃、前年度1年間の価格動向をベースに行う。
- 改定の検討
 - ・ 検討を必要とする差額(一定額)は月額100円とする。(1食単価約5.8円)
 - ・ 「学校給食運営検討委員会」において意見を伺う。
- 改定の決定
 - ・ 「学校給食運営検討委員会」の意見をふまえ、教育委員会で決定する。

(2) 変更(案)

価格の検証に当たり、「翌年度の税制変更等により物資価格が大きく変化することが確実な場合は、その変動分を含んだ価格動向を算出し、比較対象とする。」を追加する。

(理由)

現在の給食費額の「設定の考え方」においては、実際に使用された食材料の価格動向が判明してから給食費額の改定を検討することとしており、平成26年度に消費税率が改定された際に、その価格上昇分を給食費額に反映することができなかった。

このため、平成26年度は食材料費が税率改定により上昇したものの、給食費額は据え置きとなった結果、献立を変更して対応せざるを得ず、食材料費の決算においても、食材料費の歳出額が保護者から徴収する給食費の調定額を上回った。

税率改定年度においても、提供する給食の献立内容を維持できるようにするため、税率改定後の金額を含んだ価格動向をもとに、比較するルールとすることが適当である。

(変更後の給食費額の設定ルール)

【設定の考え方】

「実際に使用する食材料の価格動向を基準」として給食費を設定する。

【学校給食費額の検討】

- 価格の検証
 - ・ 「標準献立」を基とする。
 - ・ 検証は、毎年7月頃、前年度1年間の価格動向をベースに行う。
 - ・ 翌年度の税制変更等により物資価格が大きく変化することが確実な場合は、その変動分を含んだ価格動向を算出し、比較対象とする。
- 改定の検討
 - ・ 検討を必要とする差額(一定額)は月額100円とする。(1食単価約5.8円)
 - ・ 「学校給食運営検討委員会」において意見を伺う。
- 改定の決定
 - ・ 「学校給食運営検討委員会」の意見をふまえ、教育委員会で決定する。